

原子力発第17068号
平成29年 5月31日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇 人

原子炉施設保安規定変更の補正に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 補正の理由

原子炉施設保安規定変更認可申請後の原子力規制庁の審査が実施されているが、その審査の過程で運用の明確化、記載の明確化・適正化を指示されたことから、これに従い記載内容を補正する。

2. 補正の概要

平成29年4月14日付事前連絡した原子炉施設保安規定変更の記載内容の一部を補正する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の補正

補正前	補正後	備考
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規定第1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定にもとづき、<u>運転段階の伊方発電所2号炉および3号炉原子炉施設</u>（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>(中略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規定第1編（第1編において、以下「本編」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定にもとづき、<u>運転段階の伊方発電所2号炉および3号炉原子炉施設</u>（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長^{※1}とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全技術課長は、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数の者を確保する。</p> <p>5 発電課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1（3号炉）に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6 訓練計画課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>7 発電課長は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1（3号炉）に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8 訓練計画課長は、第6項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>9 発電課長および安全技術課長は、表12-1（3号炉）および表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>10 所長は、表12-1（3号炉）および表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たない場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p> <p>※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>記載の明確化</p> <p>運用の明確化</p> <p>同上</p>

補正前		補正後		備考
表12-1 1. 2号炉		表12-1 1. 2号炉		記載の適正化
	2号炉 <u>(1号炉および2号炉合算)</u>		2号炉 <u>(1号炉および2号炉の合計人数)</u>	
モード1, 2, 3および4の場合	5名以上 (当直長を含む)	モード1, 2, 3および4の場合	5名以上 (当直長を含む)	
モード5, 6および照射済燃料移動中の場合	3名以上 (当直長を含む)	モード5, 6および照射済燃料移動中の場合	3名以上 (当直長を含む)	
2. 3号炉		2. 3号炉		
	3号炉		3号炉	
モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合	10名以上 (当直長を含む)	モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合	10名以上 (当直長を含む)	
モード4 (余熱除去系が熱除去のために使用されている期間), 5および6の場合	8名以上 (当直長を含む)	モード4 (余熱除去系が熱除去のために使用されている期間), 5および6の場合	8名以上 (当直長を含む)	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	5名以上 (当直長を含む)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	5名以上 (当直長を含む)	
表12-2		表12-2		同上
	2号炉 <u>(1号炉および2号炉合算)</u>	3号炉	2号炉 <u>(1号炉および2号炉の合計人数)</u>	
モード1, 2, 3および4の場合	3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	モード1, 2, 3および4の場合	
モード5, 6および照射済燃料移動中の場合	2名以上 (班長以上)		モード5, 6および照射済燃料移動中の場合	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間			使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	
(以下, 省略)		(以下, 省略)		

補正前	補正後	備考																																		
<p>(加圧器逃がし弁) 第44条 モード1, 2および3において, 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁は, 表44-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 (1) 計装計画課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止り圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。 (2) 計装計画課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。 (3) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし元弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は, 加圧器逃がし弁または加圧器逃がし元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表44-3の措置を講じる。</p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="225 802 1415 945"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁^{*1} および加圧器逃がし元弁</td> <td>すべてが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は, 第84条(表84-3)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表44-2</p> <table border="1" data-bbox="225 1050 1415 1239"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設定値</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力</td> <td>16.10MPa[gage]以下</td> <td>16.10MPa[gage]以下</td> </tr> <tr> <td>吹止り圧力</td> <td>15.91MPa[gage]以上</td> <td>15.97MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁 ^{*1} および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること	項目		設定値		2号炉	3号炉	加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下	16.10MPa[gage]以下	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上	<p>(加圧器逃がし弁) 第44条 モード1, 2および3において, 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁は, 表44-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 (1) 計装計画課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止り圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。 (2) 計装計画課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。 (3) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし元弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は, 加圧器逃がし弁または加圧器逃がし元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表44-3の措置を講じる。</p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="1475 802 2665 945"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁^{*1} および加圧器逃がし元弁</td> <td>すべてが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は, 第84条(表84-3)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表44-2</p> <table border="1" data-bbox="1475 1050 2665 1239"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設定値</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力</td> <td colspan="2">16.10MPa[gage]以下</td> </tr> <tr> <td>吹止り圧力</td> <td>15.91MPa[gage]以上</td> <td>15.97MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁 ^{*1} および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること	項目		設定値		2号炉	3号炉	加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下		吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上	<p>記載の適正化</p>
項目	運転上の制限																																			
加圧器逃がし弁 ^{*1} および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること																																			
項目		設定値																																		
		2号炉	3号炉																																	
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下	16.10MPa[gage]以下																																	
	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上																																	
項目	運転上の制限																																			
加圧器逃がし弁 ^{*1} および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること																																			
項目		設定値																																		
		2号炉	3号炉																																	
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下																																		
	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上																																	

補正前	補正後	備考																								
<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第69条 モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において, 中央制御室非常用循環系は, 表69-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表69-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, 中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること, および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直長は, モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において, 1ヶ月に1回, 中央制御室あたり2台の中央制御室非常用給気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表69-3の措置を講じるとともに, 原子燃料課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は, 原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は, 同表の措置を講じる。</p> <p>表69-1</p> <table border="1" data-bbox="225 900 1415 976"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系^{*1}</td> <td>中央制御室あたり2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は, 第84条(表84-17)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表69-2</p> <table border="1" data-bbox="225 1079 1415 1190"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用給気フィルタ</td> <td>95%以上</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p> <p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第86条 各課長は, 運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項(以下, <u>本章各条</u>において「この規定第2項」という。)で定める事項により確認する。</p> <p>2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第85条の2の第3項(以下, <u>本章各条</u>において「この規定第3項」という。)で定める要求される措置の頻度に関して, その確認の間隔は, 表86に定める範囲内で延長することができる^{*1*2}。ただし, 確認回数の低減を目的として, 恒常的に延長してはならない。なお, 定める頻度以上で実施することを妨げるものではない^{*1*2}。</p> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 ^{*1}	中央制御室あたり2系統が動作可能であること	項目	よう素除去効率(総合除去効率)		2号炉	3号炉	中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上	95%以上	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第69条 モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において, 中央制御室非常用循環系は, 表69-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表69-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, 中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること, および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直長は, モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において, 1ヶ月に1回, 中央制御室あたり2台の中央制御室非常用給気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表69-3の措置を講じるとともに, 原子燃料課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は, 原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は, 同表の措置を講じる。</p> <p>表69-1</p> <table border="1" data-bbox="1475 900 2665 976"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系^{*1}</td> <td>中央制御室あたり2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は, 第84条(表84-17)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表69-2</p> <table border="1" data-bbox="1475 1079 2665 1190"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用給気フィルタ</td> <td colspan="2">95%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p> <p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第86条 各課長は, 運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項(以下, <u>各条</u>において「この規定第2項」という。)で定める事項により確認する。</p> <p>2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第85条の2の第3項(以下, <u>各条</u>において「この規定第3項」という。)で定める要求される措置の頻度に関して, その確認の間隔は, 表86に定める範囲内で延長することができる^{*1*2}。ただし, 確認回数の低減を目的として, 恒常的に延長してはならない。なお, 定める頻度以上で実施することを妨げるものではない^{*1*2}。</p> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 ^{*1}	中央制御室あたり2系統が動作可能であること	項目	よう素除去効率(総合除去効率)		2号炉	3号炉	中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上		<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
項目	運転上の制限																									
中央制御室非常用循環系 ^{*1}	中央制御室あたり2系統が動作可能であること																									
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																									
	2号炉	3号炉																								
中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上	95%以上																								
項目	運転上の制限																									
中央制御室非常用循環系 ^{*1}	中央制御室あたり2系統が動作可能であること																									
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																									
	2号炉	3号炉																								
中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上																									

補正前	補正後	備考														
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第97条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>各号炉</u>の使用済燃料を表97に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、3号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p>3号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 3号炉について、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>表97</p> <table border="1" data-bbox="222 840 1418 982"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉, 3号炉^{※1}</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	2号炉	2号炉, 3号炉 ^{※1}	3号炉	3号炉	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第97条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>1号炉, 2号炉および3号炉</u>の使用済燃料を表97に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、3号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p>3号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 3号炉について、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>表97</p> <table border="1" data-bbox="1472 840 2662 1077"> <thead> <tr> <th><u>1号炉, 2号炉および3号炉</u> の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1号炉</u></td> <td><u>3号炉</u></td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉, 3号炉^{※1}</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。</p>	<u>1号炉, 2号炉および3号炉</u> の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	<u>1号炉</u>	<u>3号炉</u>	2号炉	2号炉, 3号炉 ^{※1}	3号炉	3号炉	<p>1号炉使用済燃料の3号炉での貯蔵について運用を明確化</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット															
2号炉	2号炉, 3号炉 ^{※1}															
3号炉	3号炉															
<u>1号炉, 2号炉および3号炉</u> の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット															
<u>1号炉</u>	<u>3号炉</u>															
2号炉	2号炉, 3号炉 ^{※1}															
3号炉	3号炉															

補正前	補正後	備考																																																																						
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。 ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表114</p> <table border="1" data-bbox="222 504 1418 924"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線・化学管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台^{※1※2}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>23台^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：1台は表102の試料放射能測定装置と共用 ※3：管理区域外測定用の3台を含む。 ※4：<u>雑固体焼却炉建家に設置されているエリアモニタ3台を含む。</u> ※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	3台 ^{※1}	退出モニタ	3台 ^{※1}	試料放射能測定装置	3台 ^{※1※2}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}	モニタリングステーション	1台 ^{※1}	エリアモニタ	計装計画課長	23台 ^{※3※4}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1※5}	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。 ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表114</p> <table border="1" data-bbox="1472 504 2668 924"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線・化学管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台^{※1※2}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>23台^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：1台は表102の試料放射能測定装置と共用 ※3：管理区域外測定用の3台を含む。 ※4：<u>1号炉および2号炉共用3台ならびに1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。</u> ※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	3台 ^{※1}	退出モニタ	3台 ^{※1}	試料放射能測定装置	3台 ^{※1※2}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}	モニタリングステーション	1台 ^{※1}	エリアモニタ	計装計画課長	23台 ^{※3※4}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1※5}	<p>共用設備の記載へ適正化</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																					
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}																																																																					
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}																																																																					
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ^{※1}																																																																					
	退出モニタ		3台 ^{※1}																																																																					
	試料放射能測定装置		3台 ^{※1※2}																																																																					
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1}																																																																					
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}																																																																					
	モニタリングステーション		1台 ^{※1}																																																																					
	エリアモニタ	計装計画課長	23台 ^{※3※4}																																																																					
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}																																																																					
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1※5}																																																																					
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																					
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}																																																																					
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}																																																																					
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ^{※1}																																																																					
	退出モニタ		3台 ^{※1}																																																																					
	試料放射能測定装置		3台 ^{※1※2}																																																																					
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1}																																																																					
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}																																																																					
	モニタリングステーション		1台 ^{※1}																																																																					
	エリアモニタ	計装計画課長	23台 ^{※3※4}																																																																					
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}																																																																					
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1※5}																																																																					

補正前	補正後	備考																
<p>(目的) 第201条 この規定第2編は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定にもとづき、廃止措置段階のうち、解体工事準備期間中の伊方発電所1号炉原子炉施設(本編において、以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(本編において、以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(運転員の確保) 第212条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2 発電課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表212-1に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212-1に定める人数のうち、1名は当直長^{※1}とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。 3 当直長は、第2項で定める者のうち、表212-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表212-1</p> <table border="1" data-bbox="225 1056 1418 1207"> <tr> <td></td> <td>1号炉 (1号炉および2号炉合算)</td> </tr> <tr> <td>照射済燃料移動中の場合</td> <td>3名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </table> <p>表212-2</p> <table border="1" data-bbox="225 1276 1418 1434"> <tr> <td></td> <td>1号炉 (1号炉および2号炉合算)</td> </tr> <tr> <td>照射済燃料移動中の場合</td> <td>2名以上 (班長以上)</td> </tr> </table>		1号炉 (1号炉および2号炉合算)	照射済燃料移動中の場合	3名以上 (当直長を含む)		1号炉 (1号炉および2号炉合算)	照射済燃料移動中の場合	2名以上 (班長以上)	<p>(目的) 第201条 この規定第2編(第2編において、以下「本編」という。)は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定にもとづき、廃止措置段階のうち、解体工事準備期間中の伊方発電所1号炉原子炉施設(本編において、以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(本編において、以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(運転員の確保) 第212条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2 発電課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表212-1に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212-1に定める人数のうち、1名は当直長^{※1}とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。 3 当直長は、第2項で定める者のうち、表212-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表212-1</p> <table border="1" data-bbox="1475 1056 2668 1207"> <tr> <td></td> <td>1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)</td> </tr> <tr> <td>照射済燃料移動中の場合</td> <td>3名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </table> <p>表212-2</p> <table border="1" data-bbox="1475 1276 2668 1434"> <tr> <td></td> <td>1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)</td> </tr> <tr> <td>照射済燃料移動中の場合</td> <td>2名以上 (班長以上)</td> </tr> </table>		1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)	照射済燃料移動中の場合	3名以上 (当直長を含む)		1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)	照射済燃料移動中の場合	2名以上 (班長以上)	<p>記載の明確化</p> <p>記載の適正化</p> <p>同上</p>
	1号炉 (1号炉および2号炉合算)																	
照射済燃料移動中の場合	3名以上 (当直長を含む)																	
	1号炉 (1号炉および2号炉合算)																	
照射済燃料移動中の場合	2名以上 (班長以上)																	
	1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)																	
照射済燃料移動中の場合	3名以上 (当直長を含む)																	
	1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)																	
照射済燃料移動中の場合	2名以上 (班長以上)																	

補正前	補正後	備考				
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第294条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること <u>使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</u> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第297条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること 使用済燃料ピットクレーンを使用すること 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること <u>使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</u> <p>表297</p> <table border="1" data-bbox="225 1129 1427 1234"> <tr> <td>貯蔵可能な使用済燃料ピット</td> </tr> <tr> <td>1号炉，3号炉^{※1}</td> </tr> </table> <p>※1：<u>使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。</u></p>	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉，3号炉 ^{※1}	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第294条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること <u>使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること</u> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第297条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること 使用済燃料ピットクレーンを使用すること 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること <u>使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること</u> <p>表297</p> <table border="1" data-bbox="1475 1129 2677 1234"> <tr> <td>貯蔵可能な使用済燃料ピット</td> </tr> <tr> <td>1号炉，3号炉^{※1}</td> </tr> </table> <p>※1：<u>3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。</u></p>	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉，3号炉 ^{※1}	<p>燃料配置変更時の遵守事項を明確化</p> <p>燃料配置変更時の遵守事項を明確化</p> <p>1号炉の全ての使用済燃料が2年以上冷却されていることから記載を削除 3号炉に貯蔵する使用済燃料について運用を明確化</p>
貯蔵可能な使用済燃料ピット						
1号炉，3号炉 ^{※1}						
貯蔵可能な使用済燃料ピット						
1号炉，3号炉 ^{※1}						

補正前	補正後	備考																																																																						
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第314条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表314に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。 ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表314</p> <table border="1" data-bbox="222 504 1418 924"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線・化学管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台^{※1※2}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>8台^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：1台は表302の試料放射能測定装置と共用 ※3：管理区域外測定用の2台を含む。 ※4：<u>雑固体焼却炉建家に設置されているエリアモニタ3台を含む。</u> ※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	3台 ^{※1}	退出モニタ	3台 ^{※1}	試料放射能測定装置	3台 ^{※1※2}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}	モニタリングステーション	1台 ^{※1}	エリアモニタ	計装計画課長	8台 ^{※3※4}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1※5}	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第314条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表314に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。 ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表314</p> <table border="1" data-bbox="1472 504 2668 924"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線・化学管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台^{※1※2}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>8台^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：1台は表302の試料放射能測定装置と共用 ※3：管理区域外測定用の2台を含む。 ※4：<u>1号炉および2号炉共用3台ならびに1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。</u> ※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	3台 ^{※1}	退出モニタ	3台 ^{※1}	試料放射能測定装置	3台 ^{※1※2}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}	モニタリングステーション	1台 ^{※1}	エリアモニタ	計装計画課長	8台 ^{※3※4}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1※5}	<p>共用設備の記載へ適正化</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																					
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}																																																																					
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}																																																																					
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ^{※1}																																																																					
	退出モニタ		3台 ^{※1}																																																																					
	試料放射能測定装置		3台 ^{※1※2}																																																																					
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1}																																																																					
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}																																																																					
	モニタリングステーション		1台 ^{※1}																																																																					
	エリアモニタ	計装計画課長	8台 ^{※3※4}																																																																					
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}																																																																					
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1※5}																																																																					
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																					
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}																																																																					
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}																																																																					
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ^{※1}																																																																					
	退出モニタ		3台 ^{※1}																																																																					
	試料放射能測定装置		3台 ^{※1※2}																																																																					
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1}																																																																					
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}																																																																					
	モニタリングステーション		1台 ^{※1}																																																																					
	エリアモニタ	計装計画課長	8台 ^{※3※4}																																																																					
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}																																																																					
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1※5}																																																																					

補正前	補正後	備考
<p>(記 録)</p> <p>第332条 各課長は、表332-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表332-1第19号、第20号、第21号および第22号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各課長は、表332-2に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表332-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>4 各課長は、表332-4に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>(中略)</p>	<p>変更なし</p> <p>(中略)</p>	

補正前	補正後	備考																																																														
<p>表332-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 熱出力</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>2. 炉心の中性子束密度</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>3. 炉心の温度</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>4. 冷却材入口温度</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>5. 冷却材出口温度</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>6. 冷却材圧力</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>7. 冷却材流量</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>8. 発電用原子炉内における燃料体の配置</td><td>取出後10年間</td></tr> <tr><td>9. 警報装置から発せられた警報の内容※6</td><td>1年間</td></tr> <tr><td>10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項</td><td>1年間</td></tr> <tr><td>11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果</td><td>取出後10年間</td></tr> <tr><td>12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td><td>※7</td></tr> <tr><td>13. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td><td>※7</td></tr> <tr><td>14. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td><td>その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</td></tr> </tbody> </table>	記録項目	保存期間	1. 熱出力	10年間	2. 炉心の中性子束密度	10年間	3. 炉心の温度	10年間	4. 冷却材入口温度	10年間	5. 冷却材出口温度	10年間	6. 冷却材圧力	10年間	7. 冷却材流量	10年間	8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間	9. 警報装置から発せられた警報の内容※6	1年間	10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1年間	11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間	12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※7	13. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※7	14. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	<p>表332-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 熱出力</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>2. 炉心の中性子束密度</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>3. 炉心の温度</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>4. 冷却材入口温度</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>5. 冷却材出口温度</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>6. 冷却材圧力</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>7. 冷却材流量</td><td>10年間</td></tr> <tr><td>8. 発電用原子炉内における燃料体の配置</td><td>取出後10年間</td></tr> <tr><td>9. 警報装置から発せられた警報の内容※6</td><td>1年間</td></tr> <tr><td>10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項</td><td>1年間</td></tr> <tr><td>11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果</td><td>取出後10年間</td></tr> <tr><td>12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td><td>※7</td></tr> <tr><td>13. <u>原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</u></td><td>10年間</td></tr> <tr><td>14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td><td>※7</td></tr> <tr><td>15. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td><td>その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</td></tr> </tbody> </table>	記録項目	保存期間	1. 熱出力	10年間	2. 炉心の中性子束密度	10年間	3. 炉心の温度	10年間	4. 冷却材入口温度	10年間	5. 冷却材出口温度	10年間	6. 冷却材圧力	10年間	7. 冷却材流量	10年間	8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間	9. 警報装置から発せられた警報の内容※6	1年間	10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1年間	11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間	12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※7	13. <u>原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</u>	10年間	14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※7	15. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	<p>所定の期間保管する記録を追加記載の適正化 同上</p>
記録項目	保存期間																																																															
1. 熱出力	10年間																																																															
2. 炉心の中性子束密度	10年間																																																															
3. 炉心の温度	10年間																																																															
4. 冷却材入口温度	10年間																																																															
5. 冷却材出口温度	10年間																																																															
6. 冷却材圧力	10年間																																																															
7. 冷却材流量	10年間																																																															
8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間																																																															
9. 警報装置から発せられた警報の内容※6	1年間																																																															
10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1年間																																																															
11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間																																																															
12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※7																																																															
13. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※7																																																															
14. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間																																																															
記録項目	保存期間																																																															
1. 熱出力	10年間																																																															
2. 炉心の中性子束密度	10年間																																																															
3. 炉心の温度	10年間																																																															
4. 冷却材入口温度	10年間																																																															
5. 冷却材出口温度	10年間																																																															
6. 冷却材圧力	10年間																																																															
7. 冷却材流量	10年間																																																															
8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間																																																															
9. 警報装置から発せられた警報の内容※6	1年間																																																															
10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1年間																																																															
11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間																																																															
12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※7																																																															
13. <u>原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</u>	10年間																																																															
14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※7																																																															
15. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間																																																															
<p>※6：「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報 ※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>	<p>※6：「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報 ※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>																																																															

補正前	補正後	備考
<p><u>附 則 (平成 年 月 日)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、平成28年12月26日付原子力発第16287号をもって認可申請した伊方発電所1号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2 第74条の表74-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車(電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。)を非常用発電機とみなすことができる。</u></p> <p><u>なお、2号炉または3号炉において、1号炉の非常用ディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は、当該非常用ディーゼル発電機について、第74条第2項に準じて、1ヶ月に1回、次の各号の事項により、動作可能であることを確認する。</u></p> <p><u>(1) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V および周波数が60±3Hzであることを確認する。</u></p> <p><u>(2) 燃料油サービスタンク貯油量が825L以上あること。</u></p>	<p><u>附 則 (平成 年 月 日)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、平成28年12月26日付原子力発第16287号をもって認可申請した伊方発電所1号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2 第74条の表74-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車(電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。)を非常用発電機とみなすことができる。</u></p> <p><u>なお、2号炉または3号炉において、1号炉の非常用ディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は、当該非常用ディーゼル発電機について、第74条第2項および第75条第2項に準じて、1ヶ月に1回、次の各号の事項により、動作可能であることを確認する。</u></p> <p><u>(1) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V および周波数が60±3Hzであることを確認する。</u></p> <p><u>(2) 燃料油サービスタンク貯油量が825L以上あること。</u></p> <p><u>(3) 所要の電力供給が可能な燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧があること。</u></p> <p><u>3 従前の1号炉の原子炉主任技術者は、1号炉の運転段階における第4条の体制(第1編の第4条に同じ)で、1号炉の運転段階における第9条に定める職務(第1編の第9条に同じ)を引き続き遂行する。ただし、この規定施行後10日以内に職務を完了させる。</u></p>	<p>運用の明確化</p> <p>同上</p> <p>同上</p>